佐賀県告示第169号

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者(平成20年佐賀県告示第427号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

1 次の表の(い)欄に掲げる学校において同表の(ろ)欄に掲げる科目の<u>すべて</u>を履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(は)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を同表(に)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(ろ)欄に掲げる科目の<u>すべて</u>を履修した総単位数が同表の(は)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目の<u>すべて</u>を履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(は)欄に掲げる単位数とする。

改正前

(11)		(ろ)	(は)	(に)
学校教育法	略			
(昭和22年				
法律第26号				
<u>)</u> による大				
学又は高等				
専門学校				
略				•

(注) 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期

改正後

1 次の表の(い)欄に掲げる学校において同表の(ろ)欄に掲げる科目の全てを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(は)欄に掲げる単位数以上で卒業したもの(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了したもの)であって、その卒業後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了後)当該単位数の区分に応じた建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を同表(に)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(ろ)欄に掲げる科目の全てを履修した総単位数が同表の(は)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目の全てを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(は)欄に掲げる単位数とする。

	• •		
(11)	(3)	(は)	(に)
学校教育法	略		
による大学			
又は高等専			
門学校			
略			

(注) 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期

改正前

大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省省令第21号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発促進法による職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

改正後

大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発経済であっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2~7 略

2~7 略